

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

。

令和4年3月28日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第6号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成17年四日市市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する

改正後	
別表（第2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>市民生活部</u> 市民生活課の職員及び地区市民センターの職員
(略)	
学校体育施設の開放に関すること	副市長、 <u>シティプロモーション部長</u> 、 <u>シティプロモーション部</u> スポーツ課の職員
<u>生涯学習の支援に関すること</u> <u>生涯学習情報に関すること</u> <u>市民大学及び熟年大学に関すること</u> <u>社会教育委員に関すること</u>	副市長、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>市民生活部</u> 市民生活課の職員

改正前	
別表（第2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員

地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、 <u>市民文化部長</u> 、 <u>市民文化部</u> 市民生活課の職員及び地区市民センターの職員
(略)	
学校体育施設の開放に関すること	副市長、 <u>スポーツ・国体推進部長</u> 、 <u>スポーツ・国体推進部</u> スポーツ課の職員

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)